

計画の進め方

<庁内推進体制の強化>

男女共同参画の推進に関する施策は、様々な分野にまたがるため、全庁的な取り組みを総合的に展開していきます。

<計画の進行管理及び評価>

庁内の各課が実施する男女共同参画関連事業についてヒヤリングなどにより毎年調査を行い、実施状況を把握し、計画を着実に遂行します。

施策の評価・検証については、「赤穂市男女共同参画審議会」において個々の施策の実施状況を点検・評価すると共に課題の検討を行い、「赤穂市総合計画」に掲げる男女共同参画関連の「主な目標指標」を参考にしながら計画の実現に努めます。

<市民、事業者等、関係者との協働>

庁内関係部局、国・県、他市町及び関係機関との連携の強化を図ると共に、市民、事業者、地域と連携・協力し、男女共同参画の視点に立ち総合的に取り組みます。

男女共同参画に関する主な窓口、関係機関

○赤穂市 市民対話課

TEL 0791-43-6818

月～金曜日 8時30分～17時15分まで
(祝日・年末年始を除く)

※住民学習や各種団体の研修会等へのビデオの貸出など

※人権擁護委員による人権相談

○赤穂市女性交流センター

TEL 0791-43-7800

火～日曜日 9時～17時まで
(年末年始を除く)

※交流サロン、女性問題・男性問題や再就職、地域活動に関する情報コーナー

※女性問題相談コーナー
(電話相談、専門相談)

○兵庫県立男女共同参画センター・イーブン

TEL078-360-8551

月～土曜日(祝日・年末年始を除く)

※男女共同参画にかかわる講座やセミナーの開催

※女性就業相談等の就業に関する指導や技術の講習会の開催

※社会保険労務士・キャリアコンサルタント、臨床心理士などによる各種相談

○兵庫県女性家庭センター

TEL 078-732-7700

毎日9時～21時まで(土日・祝日も実施)

※配偶者からの暴力に関する相談の実施

発行：赤穂市 市民部市民対話課

〒678-0292 赤穂市加里屋81番地

TEL：0791-43-6818 FAX：0791-43-6810

Eメール：taiwa@city.ako.lg.jp

第2次 赤穂市男女共同参画プラン

概要版



平成26年3月

赤穂市

男女共同参画はなぜ必要？

私たちの社会は、経済のグローバル化の進展、ライフスタイルの多様化など、すでに今までとは異なる新しい社会に急速に変わりつつあります。さらに、人口構造においても、少子高齢化の進展による人口減少社会の到来に伴い、労働力人口が減少しています。

少子高齢化で、特に深刻なのは、年金、医療、介護などの社会保障制度への影響です。社会保障制度は、高齢者世代を若い世代が支えるという「世代間の助け合い」で成り立っています。現在、男女の労働力率は男性69.3%、女性47.0%（全国、平成22年国勢調査）となっており、少子高齢社会を乗り切るためには、社会で働きたいと思う女性が社会進出できるようにすることが重要課題となっています。

今までの社会の仕組みを変化させていくためには、これまで女性と男性がそれぞれ担ってきた立場や役割も変えていかなければなりません。

そうした環境では、職場や地域、家庭で男女が協力する機会も増え、新たな生きがいを見出すことも多くなります。さらに、女性の就業拡大によって、多様な経験や価値観が反映され、これまでになかった新しい市場が開拓されることも期待されています。

このように、将来にわたり持続可能で活力ある社会を築いていくためには、多様な価値観や生き方が尊重され、誰もが能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が必要不可欠なのです。

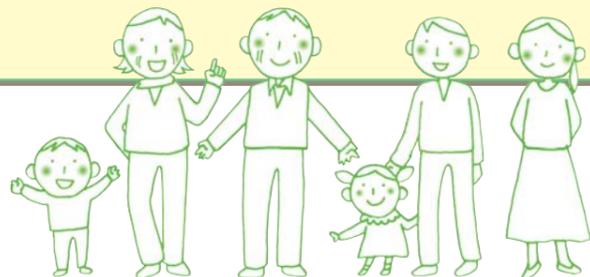
赤穂市がめざす男女共同参画社会の姿

男女共同参画の必要性を踏まえ、「赤穂市男女共同参画プラン」（2004年（平成16年）3月）で掲げた基本理念を継承し、赤穂市では男女共同参画社会のめざす姿を以下のように掲げます。

◆社会のあらゆる場において男女の人権が保障されるまち

◆職場や地域で男女が対等なパートナーとして責任を担い参画するまち

◆家庭で男女が共に自立し、思いやりの気持ちで互いに助け合うまち



プランの概要

<計画の位置づけ>

- ◎市民、事業者、市等が協働して、男女共同参画社会を実現し、真に豊かで活力ある赤穂市をめざすために制定した「赤穂市男女共同参画社会づくり条例」を具現化した計画です。
- ◎「赤穂市総合計画」や「赤穂市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」等との整合を図りながら策定しました。
- ◎男女共同参画社会の実現に向けて、赤穂市の施策の方向と推進のための方策を明らかにした計画です。また、「男女共同参画社会基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に定められた赤穂市における市町村計画として位置づけます。
- ◎国における「第3次男女共同参画基本計画」と、兵庫県における「新ひょうご男女共同参画プラン21」の内容と整合を図りました。

<計画の期間>

2014年度（平成26年度）から2023年度（平成35年度）までの10か年とします。ただし、社会情勢の動向等に応じて、見直しを検討します。

<計画の構成>

男女共同参画社会の実現に向け、市民、事業者、市等が協働して、市民一人ひとりの個性と能力が十分発揮できる男女共同参画社会をめざして、「赤穂市男女共同参画社会づくり条例」の基本理念に基づいて本計画を推進します。また、DV防止の観点から、「配偶者等からの暴力の根絶」についての項目を追加します。

①男女の人権の尊重（条例第3条第1項）

②社会における制度や慣行への配慮（条例第3条第2項）

③政策・方針決定過程への女性の参画（条例第3条第3項）

④男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現（条例第3条第4項）

⑤国際社会の取組と協調（条例第3条第5項）

⑥男女の互いの性への理解と健康への配慮（条例第3条第6項）

⑦配偶者等からの暴力の根絶

男女共同参画社会実現に向けての取組

基本目標1 男女の人権の尊重

男女が共に自分らしく生きるため、
男だから、女だからと決めつけしないで、考え方を見直してみよう。

赤穂市の取組

- ◇男女共同参画に関する啓発を積極的に推進する
- ◇男女共同参画に関する情報を収集し提供する
- ◇学校教育における男女共同参画を推進する
- ◇講演会や学習の機会を通じて、社会教育における男女共同参画を推進する
- ◇セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発を推進し、対応体制を整備する

市民、事業所、地域の取組

- ◇講演会や学習会等に積極的に参加しましょう。
- ◇学んだことを地域活動や市民活動の中で活かしていきましょう。
- ◇男の子だから、女の子だからという考え方にとらわれず、子どもの個性を大切に育てましょう。
- ◇学校で学んだ男女共同参画教育が、家庭でも活かされるようにしましょう。
- ◇男女互いに対等なパートナーとして尊重し、セクシュアル・ハラスメントを起こさない環境をつくりましょう。

男女共同参画の視点で見よう!考えてみよう!

男女共同参画社会づくりは、男女がお互いの人権を尊重し合い、認め合うことから始まります。あなたの暮らしのなかではどうですか?

家庭では...

- ・男性が家族を養うのはあたりまえ?
- ・食事づくりやそうじは女性のしごと?
- ・子育ては母親の役目?
- ・介護は女性のほうがいい?

学校では...

- ・部活動のマネージャーは、女子の方が向いている?
- ・学校の保護者欄には、記入者が母親でも父親の名前を書くのがあたりまえ?

地域では...

- ・自治会等の活動では、実際に参加するのが女性でも、代表は男性が良い?
- ・会合ではお茶の準備や後片付けを女性だけがしている?

職場では...

- ・女性の上司の下で働くのは働きづらい?
- ・女性と男性で求める能力は違う?
- ・育児休業を取得する男性は女性より少ない?

情報誌「すてっぷ巴」では、考えるきっかけとなる男女共同参画に関する情報提供を行っています。

基本目標2 社会における制度や慣行への配慮

身近なところにある男女差別に気づき、見直そう。

赤穂市の取組

- ◇地域における固定的な性別役割分担意識を是正する
- ◇男女共同参画の視点で配慮して情報を読み取り、発信できる能力を育てる
- ◇男女共同参画を進めるための表現の浸透を図る

市民、事業所、地域の取組

- ◇地域や市の行事に参加し、さまざまな人とコミュニケーションをとりましょう。
- ◇慣習やしきたりの中の不合理的な男女差別に気づき、見直しましょう。
- ◇テレビや雑誌などに、性別役割を固定化した表現や、女性に対する差別的な表現がないか確認しましょう。
- ◇団体や事業所で発行する機関紙に性別役割を固定化した表現や、女性に対する差別的な表現がないか見直しましょう。

基本目標3 政策・方針決定過程への女性の参画

市民、事業者などで物事を決めるときに、男女が共に参画しよう。

赤穂市の取組

- ◇行政や団体等における方針決定過程への女性の参画を促進する
- ◇女性の自主的な学習を支援する
- ◇地域活動等への参画に向けた広報・啓発を促進する
- ◇防災、防犯、環境等のまちづくり活動で男女共同参画を推進する

市民、事業所、地域の取組

- ◇審議会や委員会には積極的に参画しましょう。
- ◇職場でも性別役割分担意識の払拭に努め、意思決定の場に女性が参画できるよう働きかけましょう。
- ◇ボランティア活動や地域活動など、自分に合った社会参加の機会を活かしましょう。
- ◇地域活動に男女が共に参画できるよう、不合理的な慣習やしきたり、会則等があれば改善していきましょう。
- ◇自治会など地域社会で男女共同参画を進めましょう。



基本目標4 男女の仕事と生活の調和

(ワーク・ライフ・バランス)の実現

男女が共にチャレンジできる職場や地域社会をつくろう。

赤穂市の取組

- ◇多様な働き方を可能にするための情報提供を充実する
- ◇男女平等な職業能力の開発と就業の支援を充実する
- ◇農林漁業及び商工業等自営業での働きやすい環境づくりを支援する
- ◇男女共同参画の関連法令の周知の徹底と雇用機会を拡大する
- ◇仕事と家庭の両立を支援するサービスを充実する
- ◇家庭における固定的な役割分担意識を是正する
- ◇男性が主体的に家事・育児に参画するための学習の機会を提供する
- ◇子育て支援策やひとり親家庭への支援、高齢者福祉施策、障がい者福祉施策といった各家庭の状況に応じた支援を充実する

市民、事業所、地域の取組

- ◇能力開発のための講座や研修を積極的に受講しましょう。
- ◇責任ある立場や新しいチャンスを前向きに捉え、進んでチャレンジしましょう。
- ◇一人ひとりが自分や家族にとってのワーク・ライフ・バランスについて考え、家事や育児など、できることから実践していきましょう。
- ◇子育てをしながら安心して働き続けられるよう、職場内で協力しましょう。
- ◇さまざまな家族の形態があることを理解しましょう。
- ◇事業主は、男女共同参画の視点から職場環境を見直し、積極的に改善していきましょう。
- ◇子育て、家族の介護などで、家庭生活に比重のかかる時期は誰にでもあることを理解し、自らが制度(育児・介護休業制度、母性保護制度等)を活用しましょう。

基本目標5 国際社会の取組と協調

様々な文化に触れ、国際的視点を身につけよう。

赤穂市の取組

- ◇国際相互理解のための取組みを促進する
- ◇異文化理解や国際的な人権感覚を育成する

市民、事業所、地域の取組

- ◇多様な文化、価値観、生活の違いを理解し、尊重する開かれた人間性を培いましょう。
- ◇自分たちでできる国際協力活動に取り組んでみましょう。

基本目標6 男女の互いの性への理解と健康への配慮

男女が共に性について正しい知識を身につけ、健康づくりに取り組もう。

赤穂市の取組

- ◇乳幼児健診や相談など、母子保健を充実する
- ◇性の尊重についての意識を浸透する
- ◇エイズや性感染症など、健康をおびやかす問題に対応する
- ◇性教育を推進する

市民、事業所、地域の取組

- ◇互いの生涯にわたる性について理解しましょう
- ◇母性保護の重要性について理解を深めましょう。

基本目標7 配偶者等からの暴力の根絶

男女間のあらゆる暴力をなくそう。

赤穂市の取組

- ◇DVの防止に向けた啓発を促進する
- ◇相談窓口の周知、相談体制の充実を図る
- ◇被害者の安全を確保し、心のケア、自立に向けて支援する
- ◇DV被害者の子どもへの支援を充実する
- ◇関係各課、関係機関、民間支援団体等との連携を強化する

市民、事業所、地域の取組

- ◇配偶者や恋人などの間で、身体的な暴力だけでなく、言葉や態度による暴力もなくしていくよう努めましょう。
- ◇性暴力・性犯罪を許さないまちづくりへの機運を高めましょう。
- ◇身近に暴力の被害者がいたら、相談機関や警察に連絡しましょう。

